

第9回意見まとめ

項目	ガイドラインの構成について
説明	・第8回検討委員会でのご意見を受け、以下のとおり構成を整理しなおした。 ①浜松市立中学校における「学校に着ていく服」<u>ガイドライン</u> - 対象：「学校に着ていく服」に関係する子供・大人 - 目的：「学校に着ていく服」の理念や方向性を広く周知し理解を深める ②「学校に着ていく服」の運用方針検討<u>マニュアル</u> - 対象：小中学校の教職員 - 目的：各学校が生徒主体で運用方針を検討するための手順を示す ・<u>ガイドライン</u>については、第9回検討委員会（書面開催）でご意見をいただいた後、ご意見を踏まえて修正を加え、令和8年度初旬の完成を目指す。<u>マニュアル</u>については、ガイドライン完成後に改めて作成する。
意見	➤ 各学校が生徒主体で運用方針を検討するための手順を示したものが「マニュアル」ということだが、「マニュアル」というと強制力があるものというイメージがある。今回作成するのは「『学校に着ていく服』の理念編」であり、市教委がいうところの「マニュアル」が「ガイドライン」ではないか。 ➤ 前回の結論は「理念編だけを抜き出す」ということではなかったか。大きく中身が変わり、検討の経緯等の部分が薄くなった。元に戻したほうがよい。 ➤ 前回では、理念編とガイドライン＋ロードマップを別立てにし、理念編を先に出すという話であった。教職員や親・子、地域の人たちが繰り返し読んで理解するための「理念編」として分かりづらくなっている。重要な情報と重要でない情報が並列に扱われている。 ➤ 資料が途中にあると見にくいと、最後にまとめてはどうか。 ➤ ガイドラインは、どちらかというとな理念が強目に出たものである。第1ステップが理念の理解に重点が置かれること自体は仕方ないことだが、ロードマップに一足飛びに飛んでしまうと、これまでの議論を見てこなかった方にはちょっとわかりにくいのではないか。 ➤ 「学校に着ていく服」の定義という一番大事なところが、ガイドラインの下部に入ってしまった。

ページ	2 ページ
項目	1 はじめに
説明	・ 浜松トランスジェンダー研究会の鈴木代表からご提案いただいた文書を参考に、「学校に着ていく服」の重要な視点について明確に記載した。 ➤ 制服に人権や多様性の点で課題があるという認識から「学校に着ていく服」という考えが生まれたこと ➤ 「学校に着ていく服」の導入は一部への生徒への配慮ではなく、全ての生徒のためであること ➤ 周りの大人が「学校に着ていく服」を理解し、生徒の選択に寄り添い支えていくこと
意見	➤ 2つ目の「外国にルーツを持つ子供が、その国や民族に基づくアイデンティティに服で生活すること」となっているが、「外国にルーツを持つ子供が、その国や民族に基づくアイデンティティを大切に服を着て生活できること」に変更した方が自然で分かりやすくなると思った。 ➤ 2つ目、「アイデンティティに」の後に「合わせた」を入れると文が通ると思う。 ➤ 「はじめに」のところで、トランスジェンダーの子、外国にルーツを持つ子、敏感肌といった身体的問題のある子、暑がり・寒がりといった子と、なぜ制服以外のことも考えるのかの例示を示すところがあるが、なぜこの順なのかが気になった。次も同じ順に出てくるので、教育委員会としてなぜこの順にしたのかを説明できる準備はしておいた方がいいのではないか。 ➤ 「はじめに」を修正したほうがよい（案は別紙）。 ➤ 「既存の制服やルールの中に人権などの課題がある」のではなく、「子供個人が意見を表明する場がなく、意見を尊重するよりも、きまりを強制するという人権課題がある」 ➤ 「自分が着る服を自分自身で選択することは、『全ての子供』の大切な権利です」と言い切してほしい。どう育っても大事にされることが人権である。 ➤ 人権課題に取り組むという表明として理念編があるところに、「これを学ぶ必要がある」という大人からの意見を伝えてしまうのは、内容に関わらず意見を言いにくくする土壌を作ってしまう。教育の話は教職員向けの実践編(ガイドライン)に移すのはどうか。 ➤ 検討委員会の名称変更について、「制服」から「学校に着ていく服」になぜ変える必要があったのか、という重要なところなので、本文に書いていただきたい。 ➤ 「生徒はもちろん」とあるが、「●●はもちろん」の●●は、必ず理解していなければならない「教育委員会、教職員」が入るのではないか。パワーバランス順であることで、生徒の安心につながると思う。

ページ	3 ページ
項目	2 ガイドラインについて
説明	(1) 目的 ・対象を教職員に限定するのではなく、「学校に着ていく服」に関する子供や大人への周知を目的とする。 (2) 用語の定義 ・用語の定義を明確に示した。 ・「児童」を小学4年生以上としたのは、制服に対するアンケート調査を小学4年生から6年生に実施したため。 (3) 「学校に着ていく服」の定義 ・校に着・体操服については、制服と同様に「学校で指定された服装」として定義した。 ・イメージ図の中で、「制服」「校に着・体操服」「標準服」「自由服(私服)」は同じ大きさ・フォント・サイズで並列に扱うように修正した。 ・欄外に「標準服」の補足説明を追加した。
意見	(2) に対する意見 ➤ 用語の定義で「教育委員会」が抜けている。 (3) に対する意見 ➤ 「学校に着ていく服」の定義で、「個人」「選択」という言葉が抜けているため元に戻す。「学校に着ていく服」は生徒個人の選択で着用するものということが非常に大事であり抜いてはだめ。 ➤ 「制服」「標準服」の説明を入れる。欄外にあるが、中途半端に細かいためかえって混乱を招くと思う。 ➤ 「標準服」は、検討委員会において「それと似たようなものであったら着ていってよい」という認識で話されてきており、どの学校でも着用可能な標準服(ブレザータイプ)ではない。市統一服の文脈でこれまでも議論されてきたものが「標準服」である。 ➤ 「学校に着ていく服」によって、制服も選択肢のひとつとなったため、標準服の説明にある「着用の強制力はない」という文言は削除する。 ➤ 「関係者」ではカバーできない広範囲の大人も含むため「市民」も必要だと思う。

ページ	4～8ページ
項目	3 中学校の制服を取り巻く課題
説明	・素案では「『学校に着ていく服』の導入の必要性」としていたが、「中学校の制服を取り巻く課題」に変更し、以下の3つの観点で整理しなおした。 ➤ 人権と多様性 ➤ 機能性と快適性 ➤ 保護者の経済的負担 ・課題の参考資料として、文科省・公正取引委員会の通知、制服に関するアンケート調査の結果概要を掲載した。
意見	➤ 「『学校で着ていく服』で目指すこと」と「中学校の制服を取り取り巻く課題」を入れ替える。「学校に着ていく服」を検討する上で一番大切にしてきたことは、子供の権利（人権）が土台ということ。なので、はじめに理念や方向性で子供の権利を尊重するということを説明した後に、検討の必要性を説明したほうがよい。 ➤ アンケートの調査結果から3つの課題が見えてきたわけではないのでは。タイトルを「『学校に着ていく服』の検討の必要性」に戻し、経過も含めて丁寧に説明をしたほうがよい。 ➤ 今回示されているアンケートは「課題」の根拠にはならない。あくまで現在地として参考までにとられたもの。アンケートベースの「制服を取り巻く課題」ではなく、法律改正などを契機とした「導入の必要性」もしくは「検討の必要性」が根拠となる。人権の観点から議論されてきたことを考えると、憲法13条も欠かせない。 ➤ 説明文の冒頭で「制服は人権に直接かかわる」ことを説明する必要があるのでは。書きぶりは前半でどのくらい丁寧に書かれているかにもよって変わるため、全体を見ながら調整したい。 ➤ 「『出生時に割り当てられた性別』と『住んでいる場所』という2つの視点で縛られた画一的な服装が生徒個人に義務付けられているということ」、排他的なこの仕組みそのものが、子供に対する人権侵害だということを今一度はしっかり自覚する必要があると思う。 ➤ 「人権と多様性」「機能性と快適性」に関しても、憲法やこども権利条約等を資料として載せてはどうか。 ➤ 制服一式4万円ではとても買えないはず。 ➤ 8ページの【保護者】1つ目の意見で、「頭の入替え」は、「気持ちの切り替え」という表現の方がよいのでは。 ➤ 「学校に着ていく服」の必要性が議論されてから2年の間に、国や浜松市でさらに関連する動きがあった。これらも「必要性」としてアップデートする必要がある。

意見	✓ 令和8年2月新学習指導要領の「論点整理」では、大きな3つの方向性のうち1つが「多様性の包摂(Equity)=多様な子供たち」が据えられた。 ✓ 令和7年の「浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別のない社会づくり推進条例」 ✓ 現在策定中の「浜松市こどもの権利条例」 ➤ それらが全て子供の人権を守る大人の責任として周知され、これまで大人が取り組んでこなかったこと自体が課題出ると明記することが重要。
-----------	--

ページ	➤ 9ページ
項目	4 「学校に着ていく服」で目指すこと
説明	・「目指す方向性」⇒「基本的な方向性」に変更した。 ・「理念」と「基本的な方向性」について共通理解を図るため、説明文を追記した。 ・欄外に「運用方針」の補足説明を追加した。
意見	➤ 理念の説明文章を以下のように直す。 「子供の人権(人権)」を土台として、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができる「学校に着ていく服」の実現を目指します。これは、制服に悩みや不安がある生徒だけではなく「全ての生徒」が対象です。 ➤ 基本的な方向性の中の③「学校に着ていく服」は、個人が選択するものであり・・・とあるが、各中学校における運用方針に沿った中で、個人が選択ということではよい。 ➤ 基本的な方向性のそれぞれの項目の下に説明文を入れるほうがよい。 ➤ 説明文が方向性の文章と被っているので必要ないのでは。 ➤ 「校則と同様に最終的な決定は校長が行います」という書き方であると、「今までどおりに校則も制服も校長が決定する。生徒が行うのは検討のみ」と取られかねない。大事なことは子供たちが学校からの押し付けから脱却するということなのでは。 ➤ 生徒が決めるのは「運用方針」なのか。これだと、「この中学校の服装の方針は既存の制服のみ許可する。男子は学ラン、女子はセーラー服のみとする。」という内容を生徒が考え可決したならば、そのまま運用できてしまうように見える。ここでは、「たとえ子供たちが民主的な方法で決定したとしても、人権侵害に当たるもの(選択肢のない既存の仕組みと同等なもの)は許されない。」という前提がわかるほうがよい。

ページ	10～12ページ
項目	5 「学校に着ていく服」の推進に向けて (1) 関係者に求められる役割
説明	・「学校に着ていく服」を推進していくために、各関係者が何をすればよいかを明確に示した。
意見	➤ 子供の権利だけでなく普遍的な権利としての日本国憲法も知る必要がある。 ① 生徒 ➤ いま現在、制服に苦しめられている生徒がいるので、「現在の生徒に対する思いや考えを整理すること」は必須としないほしい。 ➤ 生徒の役割の一つ目「自分で考える、個人が尊重される」ことと、二つ目以下の「生徒主体で考える、民主的な方法で検討する」ことは別次元の話なので、主語をはっきりわかるように書く方がよい。 ➤ 「作って終わりではなく、今後の見通しの方法や時期についても考え明記すること」を入れてはどうか ② 児童 ➤ 「中学進学に向けて、自分の『学校に着ていく服』について、個人で考えます」に変える。 ③ 教職員 ➤ 「生徒一人一人が自分自身の『学校に着ていく服』について考える機会を設定します」にする。 ➤ 「関係する憲法、国際法、法律・法令に基づき、子供たちに幸せに生きる、選択できる権利があることを伝えます。」を追加。 ④ 保護者 ➤ 一つ目の「制服や」をとる。二つ目の「側面から」をとる。三つ目の「寄り添います」をとる。「尊重します」と言い切る。 ⑦ 市教育委員会 ➤ 「子供、保護者、地域、事業者に対する相談窓口を作ります」を追加。 ➤ 「市の他部署（こども家庭部等）との連携や情報共有に努めます」を追加。 ➤ 「市民に向けて「学校に着ていく服」の理解啓発を図ります。」を追加。 ➤ 「先行事例として他の学校の取組状況を紹介します。」を追加。 ➤ 「各学校からの運用相談窓口を設置します。」を追加。 ➤ 「他部署と連携し市全体でこどもの権利擁護に取り組みます。」を追加。 ➤ 標準服の検討をすることになっていたもので、「『学校に着ていく服』の選択肢を増やす取組を検討し実施します。」に「標準服など」を追記。

ページ	13 ページ
項目	5 「学校に着ていく服」の推進に向けて (2) ロードマップ
説明	・関係者に求められる役割を、4つの項目と Step(段階)で整理し、ロードマップの形式で示すことで、いつの段階で何をすればよいかをイメージしやすくした。
意見	➤ 通常のロードマップと異なり、第1ステップから第2ステップに移ったとしても、第1ステップをしなくなるわけではない。むしろ、第2ステップに進みつつも、常に第1ステップの部分もやり続けなくてはならないという性質のものである。入学してくる生徒には第1ステップが必要になるし、新任教員にも毎年必要となる。第3ステップに進んでも同じことが起きている。 ➤ 組織的に次のステップに進むということと、その中の個人は個人として第1・第2・第3ステップを繰り返すということが同時に生起している状況を作り出していく必要があることをどう表現するのが難しいと思った。 ➤ ロードマップやQ Aは、先に読んでしまうと理念をくもらせてしまう可能性があると感じた。教職員向けのガイドラインに掲載でよいと思う。

ページ	14 ページ
項目	6 「学校に着ていく服」に関するQ & A
説明	・「学校に着ていく服」に関して想定されるQ & Aを掲載した。
意見	➤ もっと丁寧な設問にしないと誤解を生む。今後詳細なマニュアル等がでるのだから、このページはやめた方がよいと思う。

項目	その他意見
意見	➤ 理念やイメージといった不確定な事柄に引っ張られ過ぎて、実情として進んでいるのか疑問に思う。1 番優先することはなんなのか、そして実際に着用する子供や費用を負担する親は何を求めているのかという観点で進めていけばと思う。 ➤ 特に制服については兄弟姉妹のことも関係するうえ、「で、どうなるの?」と先に読まれてしまうと思う。そうしたときに、人権についての理解がないままに受動的に情報だけ受け取ることは良くないと思った。 ➤ ロードマップについては、教職員向けのガイドラインに掲載でよい。